

令和元年7月に公布した条例

条例番号	条例名	制定改廃等の理由及び概要	所管課名
第1号	伊勢崎市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律による国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 選挙長の報酬の額を日額10,700円から日額10,800円に改めるもの</p> <p>(2) 投票管理者の報酬の額を勤務1回の額12,700円から日額12,800円に改めるもの</p> <p>(3) 開票管理者の報酬の額を勤務1回の額10,700円から勤務1回の額10,800円に改めるもの</p> <p>(4) 投票立会人の報酬の額を勤務1回の額10,800円から日額10,900円に改めるもの</p>	選挙課
第2号	伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>軽自動車税の納付期間を延長すること並びに地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正及び所得税法等の一部を改正する法律による所得税法の一部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 個人市民税関係</p> <p>ア 第2条関係</p>	市民税課

		<p>(7) 申告書記載事項の簡素化に係る規定を加えるもの</p> <p>(4) 扶養親族申告書記載事項に単身児童扶養者を追加するもの</p> <p>(7) 引用する条ずれ等を改めるもの</p> <p>イ 第3条関係</p> <p>市民税の非課税措置の対象に単身児童扶養者を追加するもの</p> <p>(2) 法人市民税関係</p> <p>ア 第7条関係</p> <p>大法人について義務化されている電子申告に係る除外規定を加えるもの</p> <p>(3) 軽自動車税関係</p> <p>ア 第2条関係</p> <p>(7) 環境性能割の臨時的軽減措置等の規定を加えるもの</p> <p>(4) 種別割の軽減措置の延長に伴う規定を加えるもの</p> <p>(7) 種別割の納付期間を延長するもの</p> <p>イ 第3条関係</p> <p>種別割の軽減に係る規定を加えるもの</p> <p>(4) その他条文の整備を図るもの</p> <p>第1条、第4条から第6条まで、第7条（(2)アを除く。）及び第8条関係</p> <p>元号を改めるもの</p>	
--	--	---	--

<p>第 3 号</p>	<p>伊勢崎市手数料 条例の一部を改 正する条例</p>	<p><b>【理由】</b></p> <p>建築基準法の規定による建築の認定等の 審査に係る手数料を徴収すること及び建築 基準法の一部を改正する法律による建築基 準法の一部改正に伴い、改正の必要を認め たもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 条項ずれを改めるもの</p> <p>(2) 法第 5 3 条第 5 項の規定により建築物 の建蔽率に関する特例の許可の申請に対 する審査手数料を 3 3 , 0 0 0 円と定め るもの</p> <p>(3) 法第 8 7 条の 2 第 1 項の規定により段 階改修に関する特例の認定の申請に対す る審査手数料を 2 7 , 0 0 0 円と定める もの</p> <p>(4) 法第 8 7 条の 2 第 2 項において準用す る法第 8 6 条の 8 第 3 項の規定により段 階改修に関する特例の認定の申請に対す る審査手数料を 2 7 , 0 0 0 円と定める もの</p> <p>(5) 法第 8 7 条の 3 第 5 項の規定により興 行場等として使用する許可の申請に対す る審査手数料を 1 2 0 , 0 0 0 円と定め るもの</p> <p>(6) 法第 8 7 条の 3 第 6 項の規定により特 別興行場等として使用する許可の申請に 対する審査手数料を 1 2 0 , 0 0 0 円と 定めるもの</p>	<p>建築指導 課</p>
--------------	--------------------------------------	--	-------------------

<p>第 4 号</p>	<p>伊勢崎市立学校 施設使用条例等 の一部を改正す る条例</p>	<p><b>【理由】</b></p> <p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律による消費税法の一部改正及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する等の法律による地方税法の一部改正により、消費税率及び地方消費税率の引き上げが行われることに伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率の合計が8%から10%に引き上げられることに伴い、対象となる36条例の使用料等の改正を行うもの</p> <p>(2) 該当する使用料等について、原則として8%改正前の金額に110/105を乗じて算出し、端数が生じた場合は10円未満を切り捨てる方法により定めるもの</p> <p>(3) その他条文の整備を図るもの</p>	<p>財政課</p>
--------------	--	---	------------

<p>第 5 号</p>	<p>伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p><b>【理由】</b></p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 家庭的保育事業者等による卒園児の受入れの提供を行う連携施設の確保が困難な場合は、確保を不要とする特例を定めるもの</p> <p>(2) (1)の場合において、連携協力を行う者として、企業主導型保育事業に係る施設又は市が運営費等を支援している認可外保育施設を適切に確保しなければならないとするもの</p> <p>(3) 満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、連携施設の確保を不要とするもの</p> <p>(4) 家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業については、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を10年とするもの</p> <p>(5) 家庭的保育事業者等の連携施設の確保を不要とする経過措置の期限を5年間から10年間に延長するもの</p>	<p>こども保育課</p>
<p>第 6 号</p>	<p>伊勢崎市特別業務地区内の建築物等の制限に関する条例の一部</p>	<p><b>【理由】</b></p> <p>建築基準法の一部を改正する法律による建築基準法の一部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p>	<p>都市計画課</p>

	を改正する条例	<p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 引用する項ずれを改めるもの</p> <p>(2) その他条文の整備を図るもの</p>	
第7号	伊勢崎市消防事務手数料条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令による地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に係る手数料の一部を改めるもの</p>	予防課
第8号	伊勢崎市火災予防条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令による住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合に住宅用防災警報器等の設置を免除できることを明文化するもの</p> <p>(2) 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格省令を定める省令に合わせ、スプリンクラー設備の要件を明確化するもの</p>	予防課